

令和 8 年 2 月 27 日

各 位

会 社 名 シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社  
(管理会社コード 16714)  
代表者名 代表取締役社長 水嶋 浩雅  
問合せ先 ビジネスサポート本部 松永 みどり  
(TEL:03-6843-1413)

### E T F の約款変更に関するお知らせ

当社は、下記の E T F について、投資信託約款の変更を行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### ○ E T F 名称

1679\_Simple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信

##### ○ 変更内容およびその理由

###### 変更の内容

「運用の指図範囲等」の条文において日本国債への投資は現先取引に限る旨の記載へ改めます。また、「信託の一部解約」の条文において一部解約の実行の請求の受け付けを中止する要件として、「組入有価証券の換金に係る事情」を削除します。

###### 理由

前者の変更内容については、投資信託協会の自主規制規則である投資信託等の運用に関する規則において、公募のファンド・オブ・ファンズの場合、日本国債への投資は現先取引に限定されていることから（同規則 22 条 1 項 2 号ロ）、これを明確化するための変更を行います（なお、上記 1. の投資信託において日本国債に投資した実績はございません。）。また、後者の変更内容については、取引所における取引停止や決済機能の停止等、受け付け中止を行うべき状況については、「金融商品取引所等における取引の停止」、「外国為替取引の停止」、「決済機能の停止」、「その他やむを得ない事情があるとき」の記載により整理されていることから、「組入有価証券の換金に係る事情」という文言を削除します。

○投資信託約款の変更と書面決議の手続きについて

重大な投資信託約款の変更に該当しないため、書面による決議は行いません。

○変更の日程について

届出日 : 令和8年3月5日

実施日 : 令和8年3月6日

以上

別紙

Simple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信

投資信託約款の変更案

下線部\_\_\_\_\_は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第17条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資信託をいいます。以下同じ。）の一部またはすべてに投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。<u>ただし、第1号の有価証券については、現先取引によるものに限ります。</u></p> <p>1. 国債証券 2. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券 3. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券を除きます。）</p> <p>②～③ &lt;略&gt;</p> <p>(信託の一部解約)</p> <p>第40条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低申込口数（1千口）以上で、委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって、原則として毎営業日に、委託者に一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>②～⑤ &lt;略&gt;</p> <p>⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。</p> <p>⑦～⑨ &lt;略&gt;</p>	<p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第17条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資信託をいいます。以下同じ。）の一部またはすべてに投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>1. 国債証券 2. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券 3. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券を除きます。）</p> <p>②～③ &lt;略&gt;</p> <p>(信託の一部解約)</p> <p>第40条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低申込口数（1千口）以上で、委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって、原則として毎営業日に、委託者に一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>②～⑤ &lt;略&gt;</p> <p>⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、<u>組入有価証券の換金に係る事情</u>その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。</p> <p>⑦～⑨ &lt;略&gt;</p>